



# 埼玉県報

第 510 号  
令和 6 年(2024 年)  
4 月 26 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉縣市町村電子申請サービス提供業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 災害オペレーション支援システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(災害対策課)
- 令和 6 年度埼玉県ふぐ処理者試験(食品安全課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 馬宮土地改良区の役員就任届(さいたま農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 秩父都市計画事業施行の周知(道路街路課)
- 高度分析システム開発業務委託に関する入札公告(会計課)
- ヘリコプター(アグスタ式 A109E 型 J A323N) 定期点検及び耐空証明等に関する入札公告(会計課)
- トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか 11 品目の単価契約に関する入札公告(会計課)

令和6年(2024年)4月26日

○ 県道志木停車場線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県市町村電子申請サービス提供業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム戦略課県民サービス・システム共同化担当 埼玉  
県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社NTTデータ関西 大阪府大阪市北区堂島3丁目1番21号
- 5 契約金額  
56,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第  
1項第1号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量  
災害オペレーション支援システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県危機管理防災部災害対策課災害対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年2月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社N T Tデータ関西 大阪府大阪市北区堂島3丁目1番21号
- 5 契約金額  
90,684,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第1号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第四条の規定により、ふぐ処理者試験を次のとおり行う。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 試験方法並びに試験期日及び試験会場

##### イ 学科試験

令和六年九月十七日（火）

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

食環センタービル四階会議室

##### ロ 実技試験

令和六年九月十九日（木）

埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目千四百十七番地

コープデリ商品検査センター

#### 二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第八十三号）第四条各号に掲げる試験科目

#### 三 受験手続

##### イ インターネットによる場合

###### (1) 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県食品安全課ホームページで案内する。

###### (2) 受付期間

令和六年五月七日（火）午前八時三十分から同月三十一日（金）午後十一時五十九分まで

##### ロ 窓口による場合

###### (1) 受付方法

事前予約をした上で、受験願書及び受験票に写真（出願前六月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名を記載したものに限る。）二枚を添え、埼玉県食品安全課食品保健・監視担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号）まで提出すること。

(2) 受付期間

令和六年六月三日（月）から同月七日（金）まで

ただし、各日午前八時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）とする。

四 試験手数料

一万八千四百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

五 受験願書の交付方法

イ インターネットによる場合

埼玉県食品安全課ホームページからダウンロードすること。

ロ 紙媒体による場合

埼玉県食品安全課食品保健・監視担当において交付する。

六 合格発表

令和六年十月十八日（金）午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示板及び埼玉県食品安全課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に郵送で合否を通知する。



## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターニットーモール

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百四十五番地

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計三十四者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計三十一者

#### ハ 変更年月日

令和六年二月二十九日外

#### ニ 届出年月日

令和六年四月九日

#### 二 縦覧期間

令和六年四月二十六日から令和六年八月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和六年四月二十六日から令和六年八月二十六日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第四百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターニットーモール

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百四十五番地

#### ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四六〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四六〇台

#### ハ 変更年月日

令和六年十二月十日

#### ニ 届出年月日

令和六年四月九日

#### 二 縦覧期間

令和六年四月二十六日から令和六年八月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和六年四月二十六日から令和六年八月二十六日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第四百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス桶川朝日店

埼玉県桶川市朝日一丁目十三番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 騒音・振動等の公害について、関係法令の規制・基準等を遵守し、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮してください。
- (2) 屋外照明等を設置する場合、近隣住民の生活環境に影響がないよう照明の配置や方向、強さ等に配慮してください。
- (3) 搬入業者等にもアイドリングストップの徹底をするように措置を図ってください。
- (4) 近隣住民から生活環境に関する苦情が発生した場合、適切な対応をお願いします。
- (5) 放課後、近くの公園に遊びに行く児童がいるため、配慮をお願いします。
- (6) 工事日程等が決まり次第、速やかに朝日小学校へ通知してください。
- (7) 工事車両等が通行する際は、児童の安全確保を最優先するよう配慮をお願いします。
- (8) 利用者に対して来退店ルートのお知らせを徹底するよう、配慮をお願いします。

#### 二 縦覧期間

令和六年四月二十六日から令和六年五月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ八潮大曾根店

埼玉県八潮市大字大曾根字西田千百五十一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 交通誘導員を配置し、店舗への出入庫による渋滞が発生しないように対処するとともに、路上駐車等がないよう対策を実施すること。
- (2) 周辺住民の生活環境保全のため、公害等の未然防止に努めること。また、市民より苦情等が生じた場合は、速やかに、かつ誠意をもって対処すること。
- (3) 届出場所は、八潮市立大曾根小学校の通学路に近接しているため、登下校時間帯には、児童生徒に危険が及ぶことのないよう、また、騒音等で児童生徒が健康を害することのないよう配慮すること。  
登下校時間以外においても児童が通行及び付近で遊んでいるときには、安全のため注意の声掛け等にも配慮されたい。
- (4) 地元雇用への配慮、八潮市商工会への加入、地域イベントへの参加など、地域社会への貢献に努めていただきたい。

#### 二 縦覧期間

令和六年四月二十六日から令和六年五月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー新座石神店

新座市石神一丁目千六百九十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 本市の基準では、商業施設は店舗面積三十平方メートルごとに一台以上の駐車場施設が必要です。計画台数は、算出した必要台数を満たしているため、計画のとおり施行願います。

(2) 本市の基準では、店舗面積十平方メートルごとに一台以上の自転車置場が必要です。計画台数が市の基準値を下回っており、算出根拠の明示を求めることとなりますが、計画概要の中で指針の参考値を根拠として明示されているため、計画のとおり施工願います。

(3) 付近が小学校の通学路になっているため、通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは最小限に抑え、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、従業員を配置し交通安全に万全を期してください。

また、付近にスクールゾーンが複数箇所あるため、規制時間帯における車両の通行が生じないよう万全を期してください。

(4) 開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないよう必要に応じて交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。

(5) 車両の出入りに対する安全対策として、商業施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。その他の境界は、車両の出入りを禁止するためガードパイプ等、高さのあるものを設置してください。また、出入口の事故防止のため、敷地内に一時停止を促す標示若しくは看板等を設置してください。

- (6) 工事中においては、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、交通安全に万全を期してください。登下校時における工事関係車両の進入を自粛、及び児童生徒が安全に通行できるための交通誘導員を配置することとし、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- (7) 当該店舗営業開始後も児童及び生徒が安全に通行できるよう、荷さばき施設、自動車駐車場及び自転車等駐車場の出入口等に、適切な交通誘導員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- (8) 荷さばき搬出入計画において、通学時間帯について搬出入が集中しないよう極力分散した計画とありますが、行事等により、通学時間帯が変更する可能性がありますので、御注意ください。  
また、下校時間帯が曜日や学年、部活動の活動状況により異なるため、当該校（石神小・第六中）と協議の上、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- (9) 児童生徒が安全に通行できるよう荷さばき施設、自動車駐車場の出入口等を入出庫する車両に、左折入庫・左折出庫を行うよう注意喚起等を実施してください。
- (10) 「別紙来退店経路図（周辺）」に通学路図が記載されておりますが、児童生徒が実際に通行する経路と異なる可能性がありますので、当該店舗付近を通行する際は御注意ください。
- (11) 工事の施工に関して、騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定建設作業を実施する場合は、実施7日前までに当該作業の実施を届け出てください。  
また、法令等で禁止する作業日時を踏まえて実施してください。  
なお、特定建設作業に該当しない工事の施工についても、周辺の生活環境の保全に努めるとともに近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるようにしてください。
- (12) 工事の施工中、その事業区域から発生する騒音及び振動で近隣住民へ迷惑を掛けることがないよう十分配慮してください。  
また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、工事車両の駐車中及び停車中はアイドリング・ストップを励行し、近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるようにしてください。
- (13) 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出てください。

また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出てください。

(14) 二十台以上駐車ができる自動車駐車場(トラクタターミナル)については、新座市に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音又は振動の規制基準等を定める規則に基づく規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めてください。

(15) サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。

また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

(16) 新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例(平成十九年九月二十八日条例第二十七号)第4条に規定される小売事業者等の責務について、配慮してください。

## 二 縦覧期間

令和六年四月二十六日から令和六年五月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター



## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ガリバー狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富六十一の十一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 地元説明会の開催をお願いいたします。

#### 二 縦覧期間

令和六年四月二十六日から令和六年五月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、馬宮土地改良区から役員を就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

一 令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	武笠智和	埼玉県さいたま市西区大字土屋三百六十三番地

# 告 示

## 埼玉県告示第四百六十八号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

飯能市下名栗地内

### 四 作業期間

令和六年三月二十五日から令和六年六月二十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十九号

令和五年埼玉県告示第四百七十一号で公示した公共測量は、令和六年三月十五日終了した旨測量計画機関であるときがわ町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十号

令和五年埼玉県告示第千百十九号で公示した公共測量は、令和六年三月十五日終了した旨測量計画機関である三郷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十一号

令和五年埼玉県告示第千三百七十三号で公示した公共測量は、令和六年三月十五日終了した旨測量計画機関である上里町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十二号

令和五年埼玉県告示第千八十六号で公示した公共測量は、令和六年三月六日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十三号

令和五年埼玉県告示第四百三十三号で公示した公共測量は、令和六年三月八日終了した旨測量計画機関である吉川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕



## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十四号

令和五年埼玉県告示第九百八十四号で公示した公共測量は、令和六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である和光市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十五号

令和五年埼玉県告示第千二十五号で公示した公共測量は、令和六年三月十一日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十六号

令和六年埼玉県告示第七十六号で公示した公共測量は、令和六年三月二十二日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十七号

令和五年埼玉県告示第九百八十六号で公示した公共測量は、令和六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である蕨市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十八号

令和六年埼玉県告示第十六号で公示した公共測量は、令和六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である長瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十九号

令和六年埼玉県告示第九十二号で公示した公共測量は、令和六年二月二十九日終了した旨測量計画機関である鴻巣市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百八十号

令和五年埼玉県第千三百号で公示した公共測量は、令和六年二月二十二日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和六年関東地方整備局告示第百八十一号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所の所在地

埼玉県秩父市下影森千二番一号

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

秩父都市計画画道路事業三・四・五中央通線

#### 四 事業施行期間

令和六年四月十七日から令和十五年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県秩父市上町一丁目、二丁目及び三丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし



# 告 示

## 埼玉県告示第四百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

高度分析システム開発業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

### (4) 履行場所

埼玉県警察本部刑事部刑事総務課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第

41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

(6) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

(7) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2245

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
刑事部刑事総務課システム運用係 電話048-832-0110 内線4077

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月19日（水）午前10時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月18日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月19日（水）午前10時50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和6年6月19日（水）午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年6月5日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 6 年 5 月 7 日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Service Contract of Advanced Analyzing System Repair

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:50 a.m. June 19, 2024 By registered mail; 5:00 p.m. June 18, 2024 In person; 10:50 a.m. June 19, 2024

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

# 告 示

## 埼玉県告示第四百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

ヘリコプター（アグスタ式A109E型JA323N）定期点検及び耐空証明等  
更新検査の請負 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

### (4) 履行場所

埼玉県警察本部警備部警備課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2243

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 埼玉県警察本部警備部警備課航空隊航空整備係 電話04-2956-5831

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月10日（月）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月7日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月10日（月）午前10時まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和6年6月10日（月）午前10時10分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金



ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年6月3日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年5月7日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Contract of periodic inspection and airworthiness certification renewal inspection of the Helicopter (AGUSTA A109E - JA323N)

(2) Time - limit for tender:

[By the electronic tender system] by 10:00 a.m. on June 10, 2024

[By mail] by 5:00 p.m. on June 7, 2024

[In person] by 10:00 a.m. on June 10, 2024

(3) Contact point for the notice: Property Management Group,  
Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department,  
Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku,  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone: 048-832-0110 (Ext. 2243)

# 告 示

## 埼玉県告示第四百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか11品目の単価契約 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和6年7月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局装備課装備技術センター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、本県が示す発注予定額及び入札者が見積もったメーカーの部品ごとの購入歩掛率に従って計算した総価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和4年埼玉県告示第747号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2243

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月10日（月）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月7日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月10日（月）午前9時50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和6年6月10日（月）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年6月3日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年5月7日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: The unit-price contract of

genuine Toyota four-wheel car parts and 11 other items

(2) Time - limit for tender:

[By the electronic tender system] by 9:50 a.m. on June 10, 2024

[By registered mail] by 5:00 p.m. on June 7, 2024

[In person] by 9:50 a.m. on June 10, 2024

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division,

Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police

Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,

Telephone: 048-832-0110 (Ext. 2243)

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年四月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣



志木停車場線	路線名
志木市本町五丁目一九八七番一地先から同市本町六丁目二三七五番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	供用開始の区間
令和六年四月二十六日	供用開始の期日
平成三十年十一月六日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長七〇・二三メートル	備考